

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月25日
【会社名】	浜松ホトニクス株式会社
【英訳名】	HAMAMATSU PHOTONICS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 晝馬 明
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市東区市野町1126番地の1 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において 行っております。
【電話番号】	053(434)3311 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 嶋津 忠彦
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中区砂山町325番地の6 (日本生命浜松駅前ビル)
【電話番号】	053(452)2141 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 嶋津 忠彦
【縦覧に供する場所】	浜松ホトニクス株式会社東京支店 (東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成24年12月20日開催の当社第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

期末配当は、当社普通株式1株につき金23円とする。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を6,000,000,000円減少し、別途積立金を6,000,000,000円増加する。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、村松文夫、森和彦、浜川雅春及び槇祐治の各氏を選任する。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任監査役 松井昌憲、柴谷元及び伊地知隆彦の各氏に対し、当社の定める基準に従い、総額40,940千円の退職慰労金（このうち、松井昌憲氏の取締役在任中分は総額5,250千円、また社外監査役2名分は総額5,440千円）を贈呈する。なお、その配分、贈呈の時期、方法などは監査役の協議（ただし、取締役在任中については取締役会）に一任する。

また、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、在任中の取締役14名及び第2号議案をご承認いただいた場合に重任する監査役1名に対し、当社の定める基準に従い、取締役に対して総額1,339,447千円（うち、社外取締役1名、総額120千円）、監査役に対して総額8,250千円の退職慰労金を打ち切り支給する。なお、支給の時期は、各取締役及び監査役の退任時とし、その配分、方法などは、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

なお、打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役は次のとおりである。

取締役 晝馬輝夫、晝馬明、大塚治司、山本晃永、竹内純一、飯田等、内山博文、小池隆司、
嶋津忠彦、鈴木賢次、武村光隆、原勉、吉田堅司、奥平総一郎

監査役 村松文夫

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額5,500万円以内（うち社外取締役100万円以内）、監査役の報酬額を月額600万円以内に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	519,131	28,902	99	(注)1	可決(91.02%)
第2号議案					
村松 文夫	540,280	7,736	99	(注)2	可決(94.73%)
森 和彦	540,238	7,778	99		可決(94.72%)
浜川 雅春	437,721	110,291	99		可決(76.75%)
槇 祐治	445,288	102,724	99		可決(78.08%)
第3号議案	466,265	81,377	487	(注)1	可決(81.75%)
第4号議案	546,717	1,314	99	(注)1	可決(95.86%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権数の合計により、全議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が取れていない議決権数は加算しておりません。

以上